

Circular Ref No.: PNI1606

2016年6月22日

中国運輸省より
実入りコンテナの総重量の確定を要求する SOLAS 条約第 VI 章第 2 規則改正について

2016年6月6日付で中国運輸省より、2016年7月1日から発効する SOLAS 条約第 VI 章第 2 規則改正の中国における適用に際しての要求事項細則が通達された。

改正 SOLAS 条約第 VI 章第 2 規則

国際海事機関(IMO)は海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS 条約)を改正し、輸出用実入りコンテナを船舶に積載する際、当該コンテナの総重量を確定することを要求とした。荷送人は実入りコンテナの総重量を確定し、できるだけ早急に船長若しくはその代理人とターミナルオペレーターへ船積書類に記載して申告する責任がある。荷送人からの確定総重量の申告がなく、船長又はターミナルオペレーターが他の手段をもってしても確定総重量を入手できない場合、船長はコンテナの積荷を拒否する権利がある。

改正 SOLAS 条約には、荷送人が実入りコンテナの総重量を確定する二つの方法が規定されている。

方法 1：コンテナに貨物を積み、シールした後、荷送人または荷送人が起用した第三者が、重量計測を行う。

方法 2：貨物などの中身のすべてを当局の認定する機器を用いて重量計測を行い、それにコンテナのパレットの重量、梱包材や他の固定材、コンテナ自体の重量を加算する。

実入りコンテナの総重量を確定する要件は、1972年の安全なコンテナに関する国際条約(CSC：INTERNATIONAL CONVENTION FOR SAFE CONTAINERS)が適用され、SOLAS 条約第 VI 章に従って船積みされるすべての実入りコンテナに適用される。

中国運輸省海事局 (MSA China：China Maritime Safety Administration) による要件

SOLAS 条約加盟国である中国では、上記の改正が適用される。参考までに MSA China 通達に挙げられた要件の詳細は以下の通り：

●荷送人の要件

1. 荷送り人はコンテナの総重量を確定する責任がある。

実入りコンテナの総重量の計測については、SOLAS 条約第 VI 章第 2 規則に規定されたいずれかの方法

で確定する。

2. 荷送人は、2016年7月1日以降、中国国内の港から出航する本船で、実入りコンテナを輸出向けに発送する場合、発送前に実入りコンテナの総重量を確定する必要がある。

2016年7月1日以前に、中国国内に向けて国外の港で船積みされる、コンテナに関しては、この要件は適用されない。

3. 荷送人は実入りコンテナの総重量について、船積指示書(Shipping Instruction)の一部として、または別添書類として、少なくとも下記の情報を含んだものを船長若しくはその代理人に船積書類(shipping documents)として提出する。

1) 確定方法、2) 総重量確定申告、3) 荷送人の権限保持者による署名(電子署名も承認される)

総重量の確定申告で使用が推奨される文言は以下の通り。

(1) 第1の方法により計測された総重量の申告は、以下の形式で表記される。

“荷送人による申告：船積書類で申告する、実入りコンテナの総重量の確定は、SOLAS 条約第 VI 章第 2 規則に規定された第 1 の方法に従って行われる。測定機器は承認機関により承認されたものを用い、重量確定の日付は承認機器の有効期間内である。”

“Shipper’s declaration : the gross mass of the packed container declared in the shipping document is obtained in accordance with Method 1 stipulated in SOLAS Chapter VI Regulation 2. The measuring instruments used for verification is certified by measurement institutions and date of verification is within validity of such certificate.”

(2) 第2の方法により計測された総重量の申告は、以下の形式で表記される。

“荷送人による申告：船積書類で申告する、実入りコンテナの総重量の確定は、SOLAS 条約第 VI 章第 2 規則に規定された第 2 の方法に従って行われる。この第 2 の方法は、当局により作成、公開された加算によるコンテナ総重量確定に関するガイドラインに沿ったものである。”

“Shipper’s declaration : the gross mass of packed container declared in the shipping document is obtained in accordance with Method 2 stipulated in SOLAS Chapter VI Regulation 2. And this method complies with Guidelines on Verification of the Gross Mass of Packed Containers by Summation which is formulated and published by the authorities.”

● 本船、運送人およびターミナルオペレーターの要件

本船、運送人やその代理店、ターミナルオペレーターは、船積前に実入りコンテナの確定総重量を入手しなければならない。入手できない場合、本船、運送人やその代理店は船積のために受け付けてはならない。また、ターミナルオペレーターはそれらのコンテナを船積してはならない。

本船、運送人やその代理店は、ターミナルオペレーターに、コンテナの確定重量の入手の有無と確定重量を通知しなければならない。

本船、運送人やその代理店は、荷送人・運送人・ターミナル間でのコンテナ総重量の情報を効果的に伝達するため、実効的な情報共有経路を構築しなければならない。

● その他の要件

当局の地方事務所には、上記の要件の順守を検証するためのスポットチェックの実施が求められている。本船は出航までに、確定総重量が取得できなければ、是正措置を取らなければならない。

確定総重量が不正確だとする十分な理由があると判断した場合、当局は荷送人に重量確定のやり直しを求めることができる。荷送人、運送人とその代理店、本船、及びターミナルオペレーターは必要な協力を行わなければならない。

荷送人の提出する実入りコンテナの確定総重量と、当局、本船、運送人、またはターミナルオペレーターが得た確定総重量との差異の許容値は、±5%又は1mtを超えてはならない。また、どんな状況でも、当該コンテナの最大総重量を超えてはいけない。

以上